

仙台市農業委員会第30回総会議事録

I. 開催日時 令和2年11月27日（金曜日）午後1時25分から午後2時27分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (17人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江		8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
		16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (2人) 7 番 加藤 和彦 15 番 鈴木 正年

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. あっせん会の報告
5. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
6. 協議
 - (1) 仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価基準及び選定手順（案）
 - (2) 仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項（案）
 - (3) 農地利用最適化推進委員の欠員補充について（案）
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針（案）
7. 報告
 - (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 売り渡し希望農地一覧表
 - (6) 下限面積の見直しに対する意見照会の結果及び見直し案について
 - (7) 令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について（最終報告）
 - (8) 農地利用意向調査の実施について
 - (9) 農用地利用権設定利用調整会議（契約会）について（令和3年4月設定分）

8. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	振興係主任	佐藤 徹
農地係主任	菊地 一郎	農地係主任	伊藤 秀宣
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時25分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第30回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、7番加藤和彦委員及び15番鈴木正年委員から、欠席の届けがありました。19人中17人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	それでは、12番佐藤とみ委員、13番品川忠夫委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を中野勲委員長からお願いします。
中野勲あっせん 事業運営委員会 委員長	あっせん会を11月4日に開催しました。その結果を報告します。 当日は、1件のあっせんがありました。若林区荒井の農地で売渡申出人と買受申出人がそれぞれ出席しました。あっせん委員は、青葉区から結城一吉委員、太白区から菊地郁夫委員が出席し、調整しました。あっせんの結果、成立し、あっせん調書に双方が署名捺印をしています。なお、代金の支払い方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良

区賦課金の負担方法についても確認しました。以上、あっせん会の結果報告を終わります。

議 長

議案に入ります。 (午後1時28分)
第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会を第二調査委員会が担当し、11月20日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。

第1号議案については、10番佐藤千治委員と12番佐藤とみ委員の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで、佐藤千治委員と佐藤とみ委員は退席していただきます。

(佐藤千治委員、佐藤とみ委員退席)

議 長

それでは最初に、第1号議案の番号1番から番号3番を審議することにいたします。調査結果は書面報告とします。

調査報告（机上配布）

(第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告)

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を11月20日に実施いたしました。調査は、8番菅野則義委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員、17番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が14件、贈与による規模拡大が2件の合計16件です。番号1番から3番の報告は8番菅野則義委員、番号4番から8番の報告は16番高橋勝彦委員、番号9番から12番の報告は14番鈴木通委員、番号13番から16番の報告は17番松原菊男委員です。

(8番菅野則義委員報告)

番号1番と2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人が同一ですので、一括して報告します。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。2番については、農地中間管理事業により賃借権の設定がされていることから農地法第18条6項の通知により合意解約がなされております。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で1,699aの農地を耕作しています。11月12日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で273aの農地を耕作しています。11月16日に小野寺潔農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号1番から番号3番について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号1番から番号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。

よって、第1号議案番号1番から番号3番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件は、許可と決定いたします。

それでは、第1号議案の番号1番から番号3番の案件が終了しましたので、佐藤千治委員と佐藤とみ委員は入室してください。

(佐藤千治委員、佐藤とみ委員 入室)

(午後1時34分)

議 長

それでは、引き続き第1号議案の審議をします。

番号4番から番号16番までの調査結果も、引き続き書面報告とします。

調査報告(机上配布)

(16番高橋勝彦委員報告)

番号4番から6番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人が同一のため、一括して報告します。申請地は、令和2年9月14日にあっせんで成立した案件です。農地中間管理事業による賃借権の設定がありましたので、農地法第18条第6項の通知により合意解約がなされております。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、トラクター・田植機・収穫機については共同で1台ずつ所有し、家族4人で289aの農地を耕作しています。11月13日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項

の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台を所有し、収穫機は地域の機械利用組合から借用し、家族4人で748aの農地を耕作しています。11月12日に遠藤正順農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター2台を所有し、田植えと収穫については、作業委託により、家族4人で240aの農地を耕作しています。11月12日に安藤克夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(14番鈴木通委員報告)

番号9番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、収穫は作業委託により、家族4人で144aの農地を耕作しています。11月13日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号10番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲渡人には後継者がいないため、将来を考え、親族に贈与するものです。申請地は、農地中間管理事業により賃借権の設定がされていることから、農地法第18条第6項の通知により合意解約がなされております。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機3台、田植機3台、収穫機1台を所有し、家族3人で811aの農地を耕作しています。11月12日に安達良和農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号11番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に近接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台を所有し、収穫は作業委託により、家族4人で178aの農地を耕作しています。11月12日に相原元浩農地利用最適化推進委員と大里重市農業委員が

申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号12番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、令和2年11月4日にあっせんで成立した案件です。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で955aの農地を耕作しています。11月13日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(17番松原菊男委員報告)

番号13番と14番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人が同一であることから、一括して報告します。譲受人は現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1,051aの農地を1人で耕作しています。市外に居住していますが、申請地は自宅から6分程の距離にあり、一団の農地としてまとまっています。11月14日に佐藤多喜雄農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号15番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。また、農地利用集積円滑化事業(JA仙台)で賃借権の設定がなされていることから農地法第18条6項の通知により合意解約がなされております。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で258aの農地を耕作しています。11月12日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号16番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲渡人が相続により取得した農地を耕作するのが難しいことから、親族に贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で113aの農地を耕作しています。11月13日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、番号4番から番号16番までの案件は許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案番号4番から16番までについて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案番号4番から番号16番までの農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時35分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

(第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、12番佐藤とみ委員と私（嶺岸若夫委員）の4名で行いました。今回の申請は、自動販売機設置に転用するものが1件です。番号1番の報告は9番郷古雅春委員です。

(9番郷古雅春委員報告)

番号1番は、自動販売機設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、農業を営む申請者が、畑144㎡のうち17.3㎡を転用し、自動販売機設置に2.2㎡、駐車スペースに15.1㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が提出されております。なお、申請者より転用しない部分について、転用区域との境界を明示し、野菜を植えて耕作する旨の文書が提出されています。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時37分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

(第二調査委員会嶺岸若夫委員長報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、12番佐藤とみ委員と私（嶺岸若夫委員）の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが1件、資材置場に転用するものが1件の合計2件です。番号1番の報告は10番佐藤千治委員、番号2番の報告は12番佐藤とみ委員です。

(10番佐藤千治委員報告)

番号1番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、既存宅地を購入し、住宅を建築するのに合わせ、隣接地の田49㎡を転用し、駐車場（普通車2台）に25㎡、通路・転回スペース等に24㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、住宅ローンの事前審査結果回答書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(12番佐藤とみ委員報告)

番号2番は、資材置場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良

事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、管工事業者が既存施設の拡張のため、隣接する畑 866 m²を転用し、資材置場に 337 m²、従業員駐車場（普通車 6 台）に 75 m²、通路・作業スペースに 454 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。賃貸借権の設定期間は、20 年間であります。なお、現地を無断使用したことにより始末書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 3 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 3 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後 1 時 38 分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

協議事項 (1) 「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価基準及び選定手順 (案)」と (2) 「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項 (案)」は関連がありますので、併せて事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —

令和 3 年 7 月に農地利用最適化推進委員の任期が満了することに伴い、次期委員の募集に向けて評価基準及び選定手順と募集要項を一部改正したため、総会での承認を求める。

議 長

協議事項 (1) と (2) について一つずつ協議します。協議事項 (1) について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長	<p>質問がないようですので、(1)「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価基準及び選定手順(案)」については、承認いたします。</p> <p>続きまして、協議事項(2)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(2)「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項(案)」については、承認いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、協議事項(3)「農地利用最適化推進委員の欠員補充について(案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局 主幹 兼振興係長	<p>— 説明 —</p> <p>定数1名の区域であるが、令和3年7月に改選が予定されており、欠員補充は行わない。</p>
議 長	<p>協議事項(3)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p>
大泉権吾委員 (4番)	<p>7月に改選が予定されているという理由のみの方がいいのではないですか。</p>
事務局	<p>欠員補充をしないということをご承認いただきます。理由については、ご指摘のとおり、資料を訂正します。</p>
議 長	<p>他にご質問等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(3)「農地利用最適化推進委員の欠員補充について(案)」は、承認いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、協議事項(4)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針(案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>— 説明 —</p> <p>農地利用最適化推進委員連絡会は日にち場所を変えて実施、ただし研修会は中止。地域振興委員会は時短・縮小開催。新年あいさつまわりは中止。</p>
議 長	<p>協議事項(4)について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議 長	<p>質問がないようですので、(4)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針(案)」は、承認いたします。</p> <p>以上で協議事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 1 時 55 分)</p>
議 長	<p>続きますして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。</p> <p>(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出から (5) 売り渡し希望農地一覧表までを事務局から報告願います。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出については、1 ページから 2 ページに記載のとおり、番号 4036 から 4047 まで 12 件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が 4 件、駐車場への転用が 3 件、共同住宅への転用が 2 件、長屋・公衆用道路・倉庫への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。</p> <p>続きますして、(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、3 ページから 7 ページに記載のとおり、番号 5101 から 5116 まで 16 件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が 6 件、宅地造成への転用が 4 件、宅地への転用が 2 件、長屋・店舗・駐車場・公衆用道路への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。</p> <p>続きますして、(3) 農地法第 3 条の 3 の規定(相続等)による届出については、8 ページから 10 ページに記載のとおり 11 件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。</p> <p>続きますして、(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定(合意解約)による通知については、11 ページから 12 ページに記載のとおり 14 件ありました。すべて合意解約によるものです。</p> <p>(5) 続きますして、売り渡し希望農地一覧表ですが、あっせんで成立したものが 1 件ありましたので、一覧表を修正しております。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしく願います。</p> <p>農地関連の報告事項は以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようです。次に(6)下限面積の見直しに対する意見照会の結果及び見直し案についてから、(9)農用地利用権設定利用調整会議(契約会)について(令和 3 年 4 月設定分)までを、事務局から報告願います。なお、質問については説明</p>

	後、一括して受けます。
(6)～(8) 事務局農地係	<p>— 説明 — (6) 下限面積の見直しに対する意見照会の結果及び見直し案について</p> <p>— 説明 — (7) 令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について（最終報告）</p> <p>— 説明 — (8) 農地利用意向調査の実施について</p>
(9) 農地係長	— 説明 — (9) 農用地利用権設定利用調整会議（契約会）について（令和3年4月設定分）
議 長	(6) 下限面積の見直しに対する意見照会の結果及び見直し案についてから、(9) 農用地利用権設定利用調整会議（契約会）について（令和3年4月設定分）まで、ご質問等はありませんか。
大泉権吾委員 （4番）	資料6の令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について（最終報告）への要望です。非農地判断する農地が104筆ありますが、その中に過去10年などわかる範囲で、3条許可を出したものがないかチェックをお願いします。
事務局農地係 長	わかりました。システムでは十分確認しておりますが、改めて確認いたします。
議 長	<p>他にご質問等はありませんか。</p> <p>これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。</p> <p>以上で報告事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">（午後2時12分）</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。</p> <p>(1) 会長報告を私から（佐々木均会長）報告します。資料9をご覧ください。</p>
会 長	（会長報告）
議 長	続きまして、(2) 事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局 振興係	<p>(2) 事務局からの連絡事項について</p> <p>① その他事務局からの連絡事項</p>
議 長	その他についてご意見、ご質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ、閉会のあいさつをお願いします。

中野会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第30回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時27分)